

理事、監事及び評議員の費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人つばさ福祉会理事、監事及び評議員に対する費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 理事、監事及び評議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表(1)に定める旅費を支給する。

2. 前項に規定する旅費の支給方法は、社会福祉法人つばさ福祉会の旅費規程の適用を受ける職員の例による。

3. 理事、監事及び評議員が、理事長の招集に応じ、研修会等に出席した場合は1日3,000円の費用弁償を支給する。

(その他)

第3条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規則は、社会福祉法人つばさ福祉会設立認可の日から施行する。
2. この規則は、平成16年3月27日から施行する。
3. この規程は、平成22年12月25日から施行する。
4. この規程は、平成29年9月2日から施行する。

別表 (1)

区 分	旅 費			日 当 1日につき	宿 泊 料		食卓料
	鉄道賃	船 賃	車 賃		甲地方	乙地方	
理事、監事 及び評議員	旅費規程の適用を受ける 職員の例による。			3,000円	14,000円	12,500円	3,000円

(摘要) 宿泊料の欄中「甲地方」とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市をいう。
また、「乙地方」とは、その他の地域をいう。